

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案
滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

改正の理由

- 1 人事委員会勧告を踏まえ、職員の給料月額ならびに期末手当および勤勉手当の支給割合等の改定を行うため、また、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する。
- 2 知事等の特別職について、期末手当の支給割合を改定するため、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する。

改正の概要

1 滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案

※一般職の任期付職員および一般職の任期付研究員についても下記に準じて改定

(1) 人事委員会勧告を踏まえた公民較差等に基づく給与改定

ア 給料：給料月額を引上げ（平均1.03%）【令和5年4月から遡及適用】

イ 期末手当および勤勉手当【令和5年12月支給分から遡及適用】

- ① 一般職の職員の期末手当、勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月分引上げ
- ② 再任用職員の期末手当、勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引上げ
- ③ 会計年度任用職員の期末手当の支給月数を0.05月分引上げ

※令和6年6月期以降は、①～③の改定を6月期と12月期で平準化

ウ 扶養手当：子に係る手当額を100円引上げ【令和5年4月から遡及適用】

エ 初任給調整手当

- ① 医師および歯科医師の手当額の上限を415,600円に引上げ【令和5年4月から遡及適用】
- ② 獣医師の支給期間を採用日から20年以内に拡大し、手当額の上限を60,000円に引上げ【令和6年4月施行】

(2) 地方自治法の一部改正に伴う改正

会計年度任用職員に勤勉手当を支給【令和6年4月施行】

※会計年度任用職員の期末手当および勤勉手当の支給月数は、一般職の職員と同じ月数とする。

2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

・特別職の期末手当の支給月数を0.1月分引上げ【令和5年12月支給分から遡及適用】

※1、2の遡及適用分については、令和6年1月例月給与で差額を支給予定

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県議会および知事に対する令和5年10月16日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえて、職員の給料月額ならびに期末手当および勤勉手当の支給割合等の改定を行うため、また、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）等の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 給料表の改定

全ての給料表について、給料月額を引き上げることとします。（第1条の規定による改正後の別表第1から別表第5まで、第3条の規定による改正後の第7条および第5条の規定による改正後の第5条関係）

(2) 諸手当の改正

ア 初任給調整手当について、医師および歯科医師に係る手当額を引き上げることとします。（第1条の規定による改正後の第9条の2関係）

イ 扶養手当について、子に係る扶養手当の月額を10,000円に引き上げることとします。（第1条の規定による改正後の第10条関係）

ウ 令和5年12月期の期末手当について、支給割合を100分の125（特定幹部職員にあっては、100分の105）に引き上げることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の60）に引き上げることとします。（第1条の規定による改正後の第20条関係）

エ 令和5年12月期の勤勉手当について、支給割合を100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）に引き上げることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）に引き上げることとします。（第1条の規定による改正後の第21条関係）

オ 会計年度任用職員の令和5年12月期の期末手当について、支給割合を100分の132.5に引き上げることとします。（第1条の規定による改正後の第34条および第37条関係）

カ 初任給調整手当について、獣医師に係る支給期間を拡大するとともに、手当額を引き上げることとします。（第2条の規定による改正後の第9条の2関係）

キ 令和6年6月期以降の期末手当について、6月期の支給割合を100分の122.5（特定幹部職員にあっては、100分の102.5）に引き上げ、12月期の支給割合を100分の

122.5（特定幹部職員にあつては、100分の102.5）に引き下げることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員について、6月期の支給割合を100分の68.75（特定幹部職員にあつては、100分の58.75）に引き上げ、12月期の支給割合を100分の68.75（特定幹部職員にあつては、100分の58.75）に引き下げることとします。（第2条の規定による改正後の第20条関係）

ク 令和6年6月期以降の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）に引き上げ、12月期の支給割合を100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）に引き下げることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員について、6月期の支給割合を100分の48.75（特定幹部職員にあつては、100分の58.75）に引き上げ、12月期の支給割合を100分の48.75（特定幹部職員にあつては、100分の58.75）に引き下げることとします。（第2条の規定による改正後の第21条関係）

ケ 会計年度任用職員の令和6年6月期以降の期末手当について、6月期および12月期の支給割合を100分の122.5に引き下げることとします。（第2条の規定による改正後の第34条および第37条関係）

コ 会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとし、6月期および12月期の支給割合を100分の102.5とします。（第2条の規定による改正後の第27条、第34条の2および第37条の2ならびに第7条の規定による改正後の第7条関係）

サ 任期付職員および任期付研究員の令和5年12月期の期末手当について、支給割合を100分の175に引き上げることとします。（第3条の規定による改正後の第8条および第5条の規定による改正後の第6条関係）

シ 任期付職員および任期付研究員の令和6年6月期以降の期末手当について、6月期の支給割合を100分の170に引き上げ、12月期の支給割合を100分の170に引き下げることとします。（第4条の規定による改正後の第8条および第6条の規定による改正後の第6条関係）

(3) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(2)のカからコまでおよびシならびに(3)のエは、令和6年4月1日から施行することとします。

イ (1)ならびに(2)のアおよびイについては令和5年4月1日から、(2)のウからオまでおよびサについては令和5年12月1日から適用することとします。

ウ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

エ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

オ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 1 号中「414,800 円」を「415,600 円」に改め、同項第 2 号中「50,800 円」を「51,100 円」に改める。

第 10 条第 3 項中「9,900 円」を「10,000 円」に改める。

第 20 条第 2 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「、100 分の 100」を「、100 分の 105」に改め、同条第 3 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 67.5」を「100 分の 70」に、「、100 分の 100」を「100 分の 105」に、「、100 分の 57.5」を「100 分の 60」に改める。

第 21 条第 2 項第 1 号中「100 分の 100」を「100 分の 105」に、「100 分の 120」を「100 分の 125」に改め、同項第 2 号中「100 分の 47.5」を「100 分の 50」に、「100 分の 57.5」を「100 分の 60」に改める。

第 34 条第 2 項の表第 20 条第 2 項の項中欄中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 100」を「100 分の 105」に改め、同項右欄中「100 分の 127.5」を「100 分の 132.5」に改める。

第 37 条第 2 項の表第 20 条第 2 項の項中欄中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 100」を「100 分の 105」に改め、同項右欄中「100 分の 127.5」を「100 分の 132.5」に改める。

別表第 1 から別表第 5 までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400

	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
定年前再	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
任用	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
短時	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
間勤	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
務職	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
員以	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
外の	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
職員	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			

	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
	94		295,900	343,600						
	95		296,200	344,100						
	96		296,600	344,500						
	97		296,800	344,700						
	98		297,100	345,100						
	99		297,500	345,500						
	100		297,900	345,800						
	101		298,100	346,100						
	102		298,400	346,500						
	103		298,800	346,900						
	104		299,100	347,300						
	105		299,300	347,800						
	106		299,600	348,200						
	107		300,000	348,600						
	108		300,300	349,000						
	109		300,500	349,500						
	110		300,900	349,900						
	111		301,300	350,200						
	112		301,600	350,500						
	113		301,800	351,000						
	114		302,000							
	115		302,300							
	116		302,700							
	117		302,900							
	118		303,100							
	119		303,400							
	120		303,700							
	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

注 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

警 察 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800

	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100	
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600		
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900		
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200		
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500		
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800		
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100		
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600		
	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900		
	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200		
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400		
	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600		
	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900		
	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200		
	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500		
	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700		
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000		
	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300		
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600		
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800			
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100			
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400			
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700			
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900			
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600				
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900				
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100				
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300				
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600				

91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300
94	302,300	325,900	351,900	385,300		
95	303,400	327,200	353,400	385,900		
96	304,700	328,500	354,800	386,400		
97	305,800	329,700	356,100	386,800		
98	307,000	331,000	357,300	387,200		
99	308,200	332,200	358,400	387,800		
100	309,400	333,400	359,600	388,300		
101	310,500	334,800	360,700	388,700		
102	311,500	335,700	361,800	389,200		
103	312,500	336,700	362,900	389,800		
104	313,500	337,800	364,000	390,300		
105	314,300	338,900	365,200	390,600		
106	314,900	340,000	365,700	391,000		
107	315,500	341,000	366,300	391,500		
108	316,100	342,000	366,900	391,800		
109	316,600	343,200	367,500	392,100		
110	317,100	344,200	368,000	392,600		
111	317,500	345,200	368,500	393,100		
112	318,000	346,100	369,000	393,600		
113	318,800	347,000	369,400	393,900		
114	319,500	347,900	369,800	394,400		
115	320,200	348,900	370,400	394,900		
116	320,800	349,900	370,900	395,400		
117	321,400	350,900	371,300	395,700		
118	322,200	351,300	371,800	396,200		
119	322,900	351,900	372,400	396,700		
120	323,700	352,500	372,900	397,200		
121	324,300	352,800	373,100	397,600		
122	324,600	353,200	373,600	398,100		
123	325,100	353,700	374,100	398,500		
124	325,600	354,100	374,500	399,000		
125	325,900	354,500	375,000	399,400		
126		354,900	375,500			
127		355,400	376,000			
128		355,800	376,500			
129		356,200	376,800			
130		356,600	377,300			
131		357,000	377,800			
132		357,400	378,300			
133		357,600	378,600			
134		358,100	379,100			
135		358,500	379,500			
136		358,800	379,900			
137		359,100	380,200			
138		359,500	380,700			

	139		360,000	381,200						
	140		360,500	381,700						
	141		360,800	382,000						
	142		361,300							
	143		361,800							
	144		362,300							
	145		362,600							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900

注 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第3条関係)

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600

	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
74	268,600	320,600	389,700			
75	269,600	321,700	390,300			
76	270,600	322,700	391,000			
77	271,600	323,800	391,700			
78	272,600	324,800	392,300			
79	273,600	325,700	392,900			
80	274,500	326,600	393,500			
81	275,500	327,500	394,100			
82	276,600	328,300	394,700			

	83	277,700	329,000	395,300		
	84	278,600	329,600	395,900		
	85	279,500	330,100	396,400		
	86	280,400	330,600	396,900		
	87	281,300	331,100	397,400		
	88	282,000	331,500	398,100		
	89	282,800	331,800	398,500		
	90	283,900	332,300			
	91	284,900	332,800			
	92	285,900	333,200			
	93	286,800	333,500			
	94	287,700	333,900			
	95	288,700	334,300			
	96	289,600	334,700			
	97	289,900	335,200			
	98	290,800	335,700			
	99	291,500	336,200			
	100	292,400	336,700			
	101	293,300	337,200			
	102	293,900	337,700			
	103	294,600	338,200			
	104	295,300	338,700			
	105	295,800	339,100			
	106	296,300	339,500			
	107	296,800	340,000			
	108	297,200	340,400			
	109	297,400	340,900			
	110	297,800	341,300			
	111	298,100	341,800			
	112	298,300	342,200			
	113	298,600	342,700			
	114	298,900	343,100			
	115	299,200	343,600			
	116	299,500	344,000			
	117	299,800	344,500			
	118	300,100	344,900			
	119	300,300	345,300			
	120	300,600	345,700			
	121	300,900	346,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		218,500	259,700	284,500	327,000	385,700

注 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300

	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400	
64	395,400	469,900	521,200	572,300	
65	395,700	470,600	522,100	573,200	
66		471,300	523,000		
67		471,900	523,700		
68		472,500	524,600		
69		472,800	525,500		
70		473,400	526,300		
71		474,100	527,200		
72		474,800	528,100		
73		475,200	528,900		
74		475,800	529,800		
75		476,500	530,700		
76		477,200	531,400		
77		477,600	532,200		
78		478,200	533,100		
79		478,800	534,000		
80		479,300	534,900		
81		479,900	535,700		
82		480,400	536,600		

	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	
	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400

注 この表は、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100

	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600			
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200			
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600			
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			

77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
86		290,700	326,500	347,300			
87		290,900	326,700	347,600			
88		291,100	327,000	347,900			
89		291,500	327,400	348,300			
90		291,700	327,800	348,600			
91		291,900	328,200	349,000			
92		292,100	328,600	349,300			
93		292,500	328,900	349,700			
94		292,700	329,100	350,000			
95		292,900	329,500	350,300			
96		293,200	329,800	350,600			
97		293,500	330,000	350,900			
98		293,700	330,300	351,300			
99		293,900	330,600	351,700			
100		294,200	330,900	352,100			
101		294,500	331,100	352,600			
102		294,700	331,400	353,000			
103		294,900	331,800	353,400			
104		295,200	332,000	353,800			
105		295,500	332,200	354,300			
106			332,400				
107			332,800				
108			333,000				
109			333,200				
110			333,600				
111			334,000				
112			334,400				
113			334,600				
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

注 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定め

るものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200

	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
定年	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
前再	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
任用	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
短時	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	

間勤 務職 員以 外の 職員	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
	90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
	91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
	92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
	93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
	94	283,800	316,500	349,400	367,500	
	95	284,700	317,200	350,100	367,900	
	96	285,600	317,800	350,700	368,200	
	97	286,200	318,300	351,100	368,800	
	98	286,800	318,600	351,500	369,300	
	99	287,400	319,200	352,000	369,800	
	100	288,300	319,800	352,400	370,300	
	101	289,100	320,200	352,900	370,900	
	102	289,900	320,800	353,300	371,400	
	103	290,700	321,400	353,800	371,900	
	104	291,500	321,900	354,200	372,300	
	105	292,100	322,300	354,500	372,900	
	106	292,600	322,800	355,000	373,400	
	107	293,100	323,300	355,400	373,900	
	108	293,500	323,800	355,700	374,400	
	109	293,700	324,200	356,200	375,000	
	110	294,000	324,600	356,700	375,400	
	111	294,200	324,900	357,200	375,900	
	112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000		
114	295,000	325,900	358,700			
115	295,300	326,300	359,200			
116	295,500	326,600	359,600			
117	295,800	326,800	360,000			
118	296,100	327,100	360,400			
119	296,400	327,500	360,900			
120	296,700	327,700	361,400			
121	297,000	327,900	361,800			
122	297,400	328,200	362,300			
123	297,700	328,500	362,800			
124	298,100	328,800	363,300			
125	298,300	329,000	363,600			
126	298,500	329,300				
127	298,800	329,700				
128	299,200	329,900				

	129	299,400	330,100				
	130	299,700	330,300				
	131	300,100	330,700				
	132	300,500	330,900				
	133	300,700	331,200				
	134	301,000	331,600				
	135	301,400	332,000				
	136	301,700	332,400				
	137	301,900	332,700				
	138	302,200	333,100				
	139	302,600	333,500				
	140	302,900	333,900				
	141	303,100	334,200				
	142	303,500	334,600				
	143	303,900	334,900				
	144	304,200	335,300				
	145	304,400	335,600				
	146	304,600	336,000				
	147	304,900	336,400				
	148	305,300	336,800				
	149	305,500	337,100				
	150	305,700	337,500				
	151	306,000	337,900				
	152	306,300	338,300				
	153	306,700	338,600				
	154	306,900					
	155	307,100					
	156	307,400					
	157	307,700					
	158	308,000					
	159	308,300					
	160	308,600					
	161	309,000					
	162	309,300					
	163	309,600					
	164	309,900					
	165	310,300					
	166	310,600					
	167	310,900					
	168	311,200					
	169	311,600					
定年前再任用短時		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円

間勤 務職 員		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300
---------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

注 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）

福 祉 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100	365,500
	2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300	368,100
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500	370,500
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500	372,900
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500	374,800
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500	377,300
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400	379,600
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300	382,100
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200	384,500
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200	387,100
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200	389,700
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200	392,300
	13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000	394,600
	14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000	396,900
	15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900	399,100
	16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800	401,400
	17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500	403,200
	18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500	405,100
	19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300	407,000
	20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200	408,800
	21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100	410,600
	22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000	412,400
	23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900	414,200
	24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800	416,000
	25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700	417,600
	26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600	419,100
	27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500	420,600
	28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400	422,100
	29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900	423,600
	30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700	424,900
	31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500	426,200
	32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100	427,400
	33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800	428,600
	34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200	429,900
	35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600	431,200
	36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000	432,400

	37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400	433,600
	38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600	434,400
	39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800	435,200
	40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800	436,000
	41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900	436,600
	42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100	437,300
	43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200	438,000
	44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300	438,700
	45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000	439,500
	46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700	440,300
	47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400	440,700
	48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100	441,400
	49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700	441,900
	50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300	442,300
	51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800	442,700
	52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200	443,100
	53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600	443,500
	54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900	443,900
	55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200	444,300
	56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500	444,600
	57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800	444,900
	58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100	445,300
	59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400	445,600
	60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700	445,900
	61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000	446,200
	62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300	
	63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600	
	64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900	
	65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200	
	66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500	
	67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800	
	68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100	
	69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300	
	70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600	
	71	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900	
	72	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100	
定年	73	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300	
前再	74	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600	
任用	75	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900	
短時	76	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100	
間勤							

務職 員以 外の 職員	77	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300
	78	254,800	317,400	342,400	387,100	
	79	255,700	318,000	342,900	387,600	
	80	256,300	318,600	343,300	388,200	
	81	257,000	318,900	343,500	388,700	
	82	257,500	319,200	343,800	389,100	
	83	258,100	319,800	344,300	389,500	
	84	258,700	320,100	344,700	389,900	
	85	259,300	320,400	345,000	390,100	
	86	260,100	320,700	345,300	390,300	
	87	260,800	321,000	345,800	390,600	
	88	261,500	321,300	346,200	390,900	
	89	262,000	321,700	346,500	391,100	
	90	262,800	322,100	346,900	391,400	
	91	263,600	322,400	347,300	391,700	
	92	264,300	322,600	347,500	391,900	
	93	264,700	323,100	347,800	392,100	
94	265,200	323,500				
95	265,700	323,700				
96	266,400	324,100				
97	267,100	324,500				
98	267,800	324,900				
99	268,500	325,300				
100	269,200	325,600				
101	269,600	325,800				
102	270,100	326,100				
103	270,500	326,400				
104	270,900	326,700				
105	271,100	327,100				
106	271,300	327,300				
107	271,600	327,600				
108	271,900	328,000				
109	272,200	328,400				
110	272,500	328,700				
111	272,800	329,100				
112	273,000	329,400				
113	273,300	329,700				
114	273,600	330,100				
115	273,900	330,400				
116	274,300	330,600				
117	274,600	330,800				

118	274,900	331,100				
119	275,300	331,500				
120	275,700	331,900				
121	275,900	332,100				
122	276,100					
123	276,500					
124	276,800					
125	277,000					
126	277,300					
127	277,700					
128	278,100					
129	278,300					
130	278,700					
131	279,100					
132	279,400					
133	279,600					
134	279,900					
135	280,300					
136	280,600					
137	280,800					
138	281,100					
139	281,400					
140	281,700					
141	281,900					
142	282,100					
143	282,300					
144	282,600					
145	283,000					
146	283,200					
147	283,500					
148	283,800					
149	284,100					
150	284,300					
151	284,600					
152	284,800					
153	285,100					
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	202,500	242,000	256,300	289,400	316,200	358,000

注 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「5年以内の」を「20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の」に、「(第1号および第2号)」を「(第1号から第3号まで)」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 60,000 円

第20条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第21条の見出しを「(職員の勤勉手当)」に改め、同条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第27条第1号中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改め、同条第2号中「期末手当」の右に「、勤勉手当」を加える。

第34条第2項の表第20条第2項の項中欄中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項右欄中「100分の132.5」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第34条の2 勤勉手当は、前条第1項に規定する期末手当の支給を受けることができる第1号会計年度任用職員に対して支給する。

2 第21条第1項および第2項の規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3 前項において読み替えて準用する第21条第2項の勤勉手当基礎額は、前条第3項の規定により算定された額とする。

4 第20条第5項の規定は、第2項において読み替えて準用する第21条第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、第20条第5項中「各給料表」とあるのは「第34条の2第1項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるとした場合に適用される各給料表」と、「前項」とあるのは「同条第3項」と、「合計額に、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「額に、当該額」と、「額(人事委員会規則で定める管理または監督の地位にある職員にあつては、その

額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

- 5 第20条の2および第20条の3の規定は、第2項において準用する第21条第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第34条の2第2項において準用する第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第34条の2第2項において準用する第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第34条の2第2項において準用する第21条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条および次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第37条第2項の表第20条第2項の項中欄中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項右欄中「100分の132.5」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（第2号会計年度任用職員の勤勉手当）

第37条の2 勤勉手当は、前条第1項に規定する期末手当の支給を受けることができる第2号会計年度任用職員に対して支給する。

- 2 第21条第1項から第3項までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

- 3 第20条第5項の規定は、前項において読み替えて準用する第21条第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、第20条第5項中「前項」とあるのは「第37条の2第2項において準用する第21条第3項」と、「額（人事委員会規則で定める管理または監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

- 4 第20条の2および第20条の3の規定は、第2項において準用する第21条第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第37条の2第2項において準用する第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第37条の2第2項において準用する第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第37条の2第2項において準用する第21条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条および次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第 38 条の表第 2 条の項中「期末手当、農林漁業普及指導手当」を「期末手当、勤勉手当、農林漁業普及指導手当」に改め、同表第 24 条の項中「期末手当および」を「期末手当、勤勉手当および」に改める。

第 41 条第 3 項中「期末手当」の右に「、勤勉手当」を加える。

付則第 14 項を削り、付則第 15 項を付則第 14 項とし、付則第 16 項を付則第 15 項とする。

付則第 17 項中「付則第 19 項」を「付則第 18 項」に、「第 21 項」を「第 20 項」に改め、同項を付則第 16 項とし、付則第 18 項を付則第 17 項とする。

付則第 19 項中「付則第 23 項」を「付則第 22 項」に、「付則第 17 項」を「付則第 16 項」に、「付則第 21 項」を「付則第 20 項」に改め、同項を付則第 18 項とし、付則第 20 項を付則第 19 項とする。

付則第 21 項中「付則第 17 項」を「付則第 16 項」に改め、同項を付則第 20 項とする。

付則第 22 項中「付則第 20 項」を「付則第 19 項」に、「付則第 21 項」を「付則第 20 項」に改め、同項を付則第 21 項とする。

付則第 23 項中「付則第 17 項」を「付則第 16 項」に、「付則第 19 項」を「付則第 18 項」に、「付則第 20 項」を「付則第 19 項」に改め、同項を付則第 22 項とする。

付則第 24 項中「付則第 19 項」を「付則第 18 項」に、「第 21 項」を「第 20 項」に、「付則第 17 項」を「付則第 16 項」に改め、同項を付則第 23 項とする。

付則第 25 項中「付則第 19 項、第 21 項」を「付則第 18 項、第 20 項」に、「付則第 15 項」を「付則第 14 項」に、「第 23 項」を「第 22 項」に、「第 24 項」を「第 23 項」に改め、同項を付則第 24 項とする。

付則第 26 項中「付則第 17 項」を「付則第 16 項」に、「付則第 19 項」を「付則第 18 項」に改め、同項を付則第 25 項とする。

付則第 27 項中「付則第 17 項」を「付則第 16 項」に、「付則第 19 項、第 21 項、第 23 項」を「付則第 18 項、第 20 項、第 22 項」に、「第 24 項」を「第 23 項」に改め、同項各号中「付則第 15 項」を「付則第 14 項」に改め、同項を付則第 26 項とし、付則第 28 項を付則第 27 項とし、付則第 29 項を付則第 28 項とする。

(滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年滋賀県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に、「710,000」を「718,000」に、「830,000」を「839,000」に改める。

第 8 条第 2 項および第 3 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 165」を「100 分の 175」に改める。

第 4 条 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項および第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

付則第3項各号中「付則第15項の規定により読み替えて適用する給与条例」を「付則第14項の規定により読み替えて適用する給与条例」に改める。

(滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「398,000」を「402,000」に、「456,000」を「461,000」に、「516,000」を「522,000」に、「596,000」を「603,000」に、「693,000」を「701,000」に、「791,000」を「800,000」に改め、同条第2項の表中「332,000」を「336,000」に、「367,000」を「371,000」に、「394,000」を「398,000」に改める。

第6条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第6条 滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

付則第3項各号中「付則第15項」を「付則第14項」に改める。

(滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 滋賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年滋賀県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条中「地方公務員法」の右に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

付則第2項(見出しを含む。)中「付則第17項または」を「付則第16項または」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条および第7条の規定ならびに付則第6項および第7項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(滋賀県職員等の給与等に関する条例(以下「給与条例」という。)第20条第2項および第3項、第21条第2項、第34条第2項ならびに第37条第2項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定、第3条の規定(滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第8条第2項および第3項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定および第5条の規定(滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)第6条第2項の改正規定を除く。)による改正後の任期付研究員条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

3 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「新給与条例」という。）第20条第2項および第3項、第21条第2項、第34条第2項ならびに第37条第2項、第3条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「新任期付職員条例」という。）第8条第2項および第3項ならびに第5条の規定による改正後の任期付研究員条例（以下「新任期付研究員条例」という。）第6条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

4 新給与条例、新任期付職員条例または新任期付研究員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例または第5条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ新給与条例、新任期付職員条例または新任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（滋賀県職員の分限に関する条例の一部改正）

6 滋賀県職員の分限に関する条例（昭和31年滋賀県条例第31号）の一部を次のように改正する。

付則第4項および第5項中「付則第17項または」を「付則第16項または」に改める。

（滋賀県職員退職手当条例の一部改正）

7 滋賀県職員退職手当条例（昭和28年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

付則第17項中「付則第27項」を「付則第26項」に改める。

付則第21項中「付則第17項」を「付則第16項」に改める。

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条から第9条まで 省略 （初任給調整手当）</p> <p>第9条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号および第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号および第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められるもので人事委員会規則で定めるもの 月額<u>414,800円</u></p> <p>(2) 医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>50,800円</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>2および3 省略 （扶養手当）</p> <p>第10条 省略</p>	<p>第1条から第9条まで 省略 （初任給調整手当）</p> <p>第9条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号および第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号および第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められるもので人事委員会規則で定めるもの 月額<u>415,600円</u></p> <p>(2) 医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>51,100円</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>2および3 省略 （扶養手当）</p> <p>第10条 省略</p>

2 省略

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,900円とする。

4 省略

第10条の2から第19条の2まで 省略

（職員の期末手当）

第20条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

2 省略

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 省略

第10条の2から第19条の2まで 省略

（職員の期末手当）

第20条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「、100分の100」とあるのは「、100分の57.5」とする。

4から6まで 省略

第20条の2および第20条の3 省略

(勤勉手当)

第21条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定幹部職員にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4から6まで 省略

第20条の2および第20条の3 省略

(勤勉手当)

第21条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3から5まで 省略

第22条から第33条まで 省略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第34条 省略

2 第20条(第3項および第4項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略

第20条第2項	100分の120(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹	100分の127.5
---------	---	------------

3から5まで 省略

第22条から第33条まで 省略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第34条 省略

2 第20条(第3項および第4項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略

第20条第2項	100分の125(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹	100分の132.5
---------	---	------------

部職員」という。)にあ
つては、100分の100)

省略

3 省略

第35条および第36条 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第37条 省略

2 第20条(第3項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規
定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用す
る。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲
げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略

第20条第2項	<u>100分の120</u> (行政職給料 表の適用を受ける職員で その職務の級が8級以上 であるものならびに同表 以外の各給料表の適用を 受ける職員でその職務の 複雑、困難および責任の 度等がこれに相当するも の(これらの職員のうち、 人事委員会規則で定	<u>100分の127.5</u>
---------	--	-------------------

部職員」という。)にあ
つては、100分の105)

省略

3 省略

第35条および第36条 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第37条 省略

2 第20条(第3項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規
定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用す
る。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲
げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略

第20条第2項	<u>100分の125</u> (行政職給料 表の適用を受ける職員で その職務の級が8級以上 であるものならびに同表 以外の各給料表の適用を 受ける職員でその職務の 複雑、困難および責任の 度等がこれに相当するも の(これらの職員のうち、 人事委員会規則で定	<u>100分の132.5</u>
---------	--	-------------------

める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、 <u>100分の100</u>)	める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、 <u>100分の105</u>)
省略	省略
第38条から第42条まで 省略	第38条から第42条まで 省略
付則 省略	付則 省略

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧										新									
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300					86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600					87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
94		294,900	342,600							94		295,900	343,600						
95		295,200	343,100							95		296,200	344,100						
96		295,600	343,500							96		296,600	344,500						
97		295,800	343,700							97		296,800	344,700						
98		296,100	344,100							98		297,100	345,100						
99		296,500	344,500							99		297,500	345,500						
100		296,900	344,800							100		297,900	345,800						
101		297,100	345,100							101		298,100	346,100						
102		297,400	345,500							102		298,400	346,500						
103		297,800	345,900							103		298,800	346,900						
104		298,100	346,300							104		299,100	347,300						
105		298,300	346,800							105		299,300	347,800						
106		298,600	347,200							106		299,600	348,200						
107		299,000	347,600							107		300,000	348,600						
108		299,300	348,000							108		300,300	349,000						
109		299,500	348,500							109		300,500	349,500						
110		299,900	348,900							110		300,900	349,900						
111		300,300	349,200							111		301,300	350,200						
112		300,600	349,500							112		301,600	350,500						
113		300,800	350,000							113		301,800	351,000						
114		301,000								114		302,000							
115		301,300								115		302,300							
116		301,700								116		302,700							
117		301,900								117		302,900							
118		302,100								118		303,100							
119		302,400								119		303,400							
120		302,700								120		303,700							

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧											新															
		121		303,100										121		304,100										
		122		303,300										122		304,300										
		123		303,600										123		304,600										
		124		303,900										124		304,900										
		125		304,200										125		305,200										
定 年 再 用 時 勤 務 員	再 用 時 勤 務 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000																
注 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。											注 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。															

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧											新																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
別表第2（第3条関係）											別表第2（第3条関係）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
警察職給料表											警察職給料表																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		円	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800		1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000		2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800		3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700		4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600		5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000		6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600		7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200		8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700		9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100		10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800		11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400		12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800		13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700		14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300		15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100		16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900		17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400		18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200		19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000		20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700		21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300		22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000		23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600		24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400		25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900		26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300		27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800		28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100		29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300		30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000		31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700		32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400		33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900		34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700		35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400		36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000	

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧										新									
81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600			81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800		
82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900			82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100		
83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200			83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400		
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500			84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700		
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700			85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900		
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600				
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900				
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100				
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200			89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300				
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500			90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600				
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800			91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900				
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000			92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100				
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200			93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300				
94	300,600	324,200	350,600	384,200					94	302,300	325,900	351,900	385,300						
95	301,700	325,600	352,100	384,800					95	303,400	327,200	353,400	385,900						
96	303,000	326,900	353,600	385,300					96	304,700	328,500	354,800	386,400						
97	304,100	328,100	354,900	385,700					97	305,800	329,700	356,100	386,800						
98	305,300	329,400	356,100	386,100					98	307,000	331,000	357,300	387,200						
99	306,500	330,700	357,200	386,700					99	308,200	332,200	358,400	387,800						
100	307,700	332,000	358,400	387,200					100	309,400	333,400	359,600	388,300						
101	308,900	333,400	359,500	387,600					101	310,500	334,800	360,700	388,700						
102	309,900	334,300	360,600	388,100					102	311,500	335,700	361,800	389,200						
103	311,000	335,400	361,700	388,700					103	312,500	336,700	362,900	389,800						
104	312,000	336,600	362,900	389,200					104	313,500	337,800	364,000	390,300						
105	312,800	337,700	364,100	389,500					105	314,300	338,900	365,200	390,600						
106	313,400	338,800	364,600	389,900					106	314,900	340,000	365,700	391,000						
107	314,000	339,800	365,200	390,400					107	315,500	341,000	366,300	391,500						
108	314,700	340,900	365,800	390,700					108	316,100	342,000	366,900	391,800						
109	315,200	342,100	366,400	391,000					109	316,600	343,200	367,500	392,100						
110	315,700	343,100	366,900	391,500					110	317,100	344,200	368,000	392,600						
111	316,200	344,100	367,400	392,000					111	317,500	345,200	368,500	393,100						
112	316,800	345,000	367,900	392,500					112	318,000	346,100	369,000	393,600						
113	317,600	345,900	368,300	392,800					113	318,800	347,000	369,400	393,900						
114	318,300	346,800	368,700	393,300					114	319,500	347,900	369,800	394,400						
115	319,000	347,800	369,300	393,800					115	320,200	348,900	370,400	394,900						
116	319,700	348,800	369,800	394,300					116	320,800	349,900	370,900	395,400						
117	320,300	349,800	370,200	394,600					117	321,400	350,900	371,300	395,700						
118	321,100	350,300	370,700	395,100					118	322,200	351,300	371,800	396,200						
119	321,800	350,900	371,300	395,600					119	322,900	351,900	372,400	396,700						
120	322,600	351,500	371,800	396,100					120	323,700	352,500	372,900	397,200						
121	323,200	351,800	372,000	396,500					121	324,300	352,800	373,100	397,600						
122	323,500	352,200	372,500	397,000					122	324,600	353,200	373,600	398,100						
123	324,000	352,700	373,000	397,400					123	325,100	353,700	374,100	398,500						

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧										新												
	124	324,500	353,100	373,400	397,900							124	325,600	354,100	374,500	399,000						
	125	324,800	353,500	373,900	398,300							125	325,900	354,500	375,000	399,400						
	126		353,900	374,400								126		354,900	375,500							
	127		354,400	374,900								127		355,400	376,000							
	128		354,800	375,400								128		355,800	376,500							
	129		355,200	375,700								129		356,200	376,800							
	130		355,600	376,200								130		356,600	377,300							
	131		356,000	376,700								131		357,000	377,800							
	132		356,400	377,200								132		357,400	378,300							
	133		356,600	377,500								133		357,600	378,600							
	134		357,100	378,000								134		358,100	379,100							
	135		357,500	378,400								135		358,500	379,500							
	136		357,800	378,800								136		358,800	379,900							
	137		358,100	379,100								137		359,100	380,200							
	138		358,500	379,600								138		359,500	380,700							
	139		359,000	380,100								139		360,000	381,200							
	140		359,500	380,600								140		360,500	381,700							
	141		359,800	380,900								141		360,800	382,000							
	142		360,300									142		361,300								
	143		360,800									143		361,800								
	144		361,300									144		362,300								
	145		361,600									145		362,600								
定年 再任用 短時間 勤務員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額		定年 再任用 短時間 勤務員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500			242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900	
注 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。											注 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。											

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧							新						
別表第3（第3条関係） 研究職給料表							別表第3（第3条関係） 研究職給料表						
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800		1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700		2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300		3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100		4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200		5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900		6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600		7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300		8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800		9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400		10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100		11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900		12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500		13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200		14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000		15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700		16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200		17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800		18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300		19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900		20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400		21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000		22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600		23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100		24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300		25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600		26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100		27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600		28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100		29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600		30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100		31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600		32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900		33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300		34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700		35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200		36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧							新						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100	
	38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600	
	39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000	
	40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500	
	41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800	
	42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000	
	43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200	
	44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400	
	45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000	
	46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500	
	47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100	
	48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600	
	49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300	
	50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700	
	51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100	
	52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600	
	53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700	
	54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900	
	55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100	
	56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300	
57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200		
58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200		
59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200		
60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200		
61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300		
62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200		
63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900		
64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600		
65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400		
66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200		
67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000		
68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800		
69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500		
70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300		
71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100		
72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900		
73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600		
74	264,500	318,600	388,600			74	268,600	320,600	389,700				
75	265,700	319,700	389,200			75	269,600	321,700	390,300				
76	266,700	320,800	389,900			76	270,600	322,700	391,000				
77	267,700	321,900	390,600			77	271,600	323,800	391,700				
78	268,800	322,900	391,200			78	272,600	324,800	392,300				
79	270,000	323,800	391,800			79	273,600	325,700	392,900				
80	270,900	324,700	392,400			80	274,500	326,600	393,500				

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧						新					
81	272,100	325,800	393,000			81	275,500	327,500	394,100		
82	273,300	326,600	393,600			82	276,600	328,300	394,700		
83	274,500	327,300	394,200			83	277,700	329,000	395,300		
84	275,500	328,100	394,800			84	278,600	329,600	395,900		
85	276,600	328,600	395,300			85	279,500	330,100	396,400		
86	277,600	329,100	395,800			86	280,400	330,600	396,900		
87	278,700	329,600	396,300			87	281,300	331,100	397,400		
88	279,700	330,100	397,000			88	282,000	331,500	398,100		
89	280,500	330,400	397,400			89	282,800	331,800	398,500		
90	281,700	330,900				90	283,900	332,300			
91	282,700	331,400				91	284,900	332,800			
92	283,900	331,900				92	285,900	333,200			
93	284,800	332,200				93	286,800	333,500			
94	285,800	332,600				94	287,700	333,900			
95	286,800	333,100				95	288,700	334,300			
96	287,800	333,600				96	289,600	334,700			
97	288,100	334,100				97	289,900	335,200			
98	289,000	334,600				98	290,800	335,700			
99	289,700	335,100				99	291,500	336,200			
100	290,600	335,600				100	292,400	336,700			
101	291,500	336,100				101	293,300	337,200			
102	292,200	336,600				102	293,900	337,700			
103	292,900	337,100				103	294,600	338,200			
104	293,600	337,600				104	295,300	338,700			
105	294,300	338,100				105	295,800	339,100			
106	294,800	338,500				106	296,300	339,500			
107	295,300	339,000				107	296,800	340,000			
108	295,800	339,400				108	297,200	340,400			
109	296,000	339,900				109	297,400	340,900			
110	296,400	340,300				110	297,800	341,300			
111	296,700	340,800				111	298,100	341,800			
112	297,000	341,200				112	298,300	342,200			
113	297,300	341,700				113	298,600	342,700			
114	297,600	342,100				114	298,900	343,100			
115	297,900	342,600				115	299,200	343,600			
116	298,200	343,000				116	299,500	344,000			
117	298,500	343,500				117	299,800	344,500			
118	298,900	343,900				118	300,100	344,900			
119	299,200	344,300				119	300,300	345,300			
120	299,600	344,700				120	300,600	345,700			
121	299,900	345,100				121	300,900	346,100			

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧						新						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円			円	円	円	円	円
		217,500	258,700	283,500	325,900			218,500	259,700	284,500	327,000	385,700
注 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。						注 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。						

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧						新					
別表第4（第3条関係）						別表第4（第3条関係）					
医療職給料表						医療職給料表					
ア 医療職給料表(1)						ア 医療職給料表(1)					
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円			円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700		1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000		2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200		3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500		4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700		5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900		6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	270,900	355,900	415,400	485,100		7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	274,700	358,700	417,300	487,300		8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	278,300	361,100	419,500	489,300		9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	282,300	363,700	422,200	491,400		10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	286,300	366,400	424,800	493,500		11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600		12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	294,000	372,100	429,900	497,700		13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	298,000	375,600	432,400	499,800		14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900		15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000		16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	309,300	385,600	439,300	506,100		17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	312,800	388,300	441,700	508,100		18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	316,300	390,800	444,000	510,100		19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	319,800	393,400	446,400	512,100		20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900		21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700		22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600		23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	333,800	401,800	454,900	519,500		24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	337,300	403,800	456,900	521,200		25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	339,800	406,100	459,200	523,000		26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	342,400	408,300	461,400	524,800		27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	344,700	410,600	463,700	526,600		28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	347,100	412,900	465,800	528,200		29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	348,900	415,000	468,100	530,000		30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	350,700	417,000	470,400	531,800		31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	352,700	419,100	472,600	533,600		32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	354,900	421,000	474,600	535,200		33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	357,200	422,800	476,700	537,000		34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	359,300	424,600	478,800	538,700		35	365,800	427,800	481,300	540,400

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧							新						
		36	361,600	426,600	480,900	540,500			36	367,800	429,600	483,300	542,100
		37	363,700	428,500	483,000	542,100			37	369,700	431,500	485,400	543,700
		38	366,100	430,500	484,800	543,700			38	371,900	433,500	487,100	545,300
		39	368,300	432,400	486,600	545,100			39	374,000	435,300	488,900	546,700
		40	370,300	434,400	488,400	546,700			40	376,000	437,200	490,700	548,300
		41	372,500	436,200	490,100	548,200			41	378,000	439,000	492,300	549,800
		42	373,500	438,000	491,900	549,600			42	378,700	440,700	494,100	551,200
		43	374,300	439,700	493,700	551,000			43	379,300	442,400	495,900	552,600
		44	375,000	441,500	495,500	552,300			44	380,000	444,200	497,500	553,900
	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	376,200	443,300	497,100	553,500			45	380,900	446,000	498,900	555,100
		46	377,600	445,100	498,800	554,500			46	382,200	447,800	500,600	556,100
		47	379,100	446,900	500,600	555,500			47	383,500	449,500	502,400	557,100
		48	380,600	448,600	502,400	556,500			48	384,800	451,200	504,100	558,100
		49	381,700	450,400	504,000	557,500			49	385,600	452,800	505,600	559,100
		50	382,700	452,100	505,300	558,400			50	386,400	454,500	506,900	560,000
		51	383,700	453,900	506,600	559,300			51	387,200	456,200	508,200	560,900
		52	384,500	455,700	507,900	560,200			52	387,700	457,900	509,500	561,800
		53	385,400	457,600	508,900	561,000			53	388,500	459,800	510,500	562,600
		54	386,300	458,800	510,200	561,900			54	389,300	461,000	511,800	563,500
		55	387,000	460,000	511,500	562,800			55	390,000	462,200	513,100	564,400
		56	387,900	461,200	512,800	563,700			56	390,700	463,400	514,400	565,300
		57	388,600	462,400	513,800	564,600			57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	389,500	463,400	514,600	565,500			58	392,300	465,400	516,200	567,100	
	59	390,300	464,400	515,400	566,400			59	393,000	466,300	517,000	568,000	
	60	391,100	465,400	516,200	567,100			60	393,600	467,100	517,800	568,700	
	61	391,600	466,200	517,100	568,000			61	394,100	467,900	518,700	569,600	
	62	392,100	466,900	517,900	568,900			62	394,600	468,600	519,500	570,500	
	63	392,500	467,600	518,800	569,800			63	395,000	469,300	520,400	571,400	
	64	393,000	468,300	519,600	570,700			64	395,400	469,900	521,200	572,300	
	65	393,300	469,000	520,500	571,600			65	395,700	470,600	522,100	573,200	
	66		469,700	521,400				66		471,300	523,000		
	67		470,400	522,100				67		471,900	523,700		
	68		471,000	523,000				68		472,500	524,600		
	69		471,300	523,900				69		472,800	525,500		
	70		472,000	524,700				70		473,400	526,300		
	71		472,700	525,600				71		474,100	527,200		
	72		473,400	526,500				72		474,800	528,100		
	73		473,800	527,300				73		475,200	528,900		
	74		474,400	528,200				74		475,800	529,800		
	75		475,100	529,100				75		476,500	530,700		
	76		475,800	529,800				76		477,200	531,400		
	77		476,200	530,600				77		477,600	532,200		

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧						新					
		78		476,800	531,500			78		478,200	533,100
		79		477,400	532,400			79		478,800	534,000
		80		477,900	533,300			80		479,300	534,900
		81		478,500	534,100			81		479,900	535,700
		82		479,000	535,000			82		480,400	536,600
		83		479,500	535,900			83		480,900	537,500
		84		480,000	536,800			84		481,400	538,400
		85		480,400	537,600			85		481,800	539,200
		86		481,000	538,500			86		482,400	540,100
		87		481,400	539,400			87		482,800	541,000
		88		481,900	540,300			88		483,300	541,900
		89		482,400	541,100			89		483,800	542,700
		90		483,000				90		484,400	
		91		483,600				91		485,000	
		92		484,000				92		485,400	
		93		484,500				93		485,900	
		94		485,100				94		486,500	
		95		485,700				95		487,100	
		96		486,300				96		487,600	
		97		486,800				97		488,100	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額		基 準 給料月額	基 準 給料月額			基 準 給料月額		基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円		円	円			円		円	円
		296,200		338,600	393,000			297,300		339,700	394,300
注 この表は、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。						注 この表は、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。					

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧									新								
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700				81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200				82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600				83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000				84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400				85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		289,500	325,400	346,300					86		290,700	326,500	347,300				
87		289,700	325,600	346,600					87		290,900	326,700	347,600				
88		289,900	326,000	346,900					88		291,100	327,000	347,900				
89		290,300	326,400	347,300					89		291,500	327,400	348,300				
90		290,500	326,800	347,600					90		291,700	327,800	348,600				
91		290,700	327,200	348,000					91		291,900	328,200	349,000				
92		290,900	327,600	348,300					92		292,100	328,600	349,300				
93		291,300	327,900	348,700					93		292,500	328,900	349,700				
94		291,500	328,100	349,000					94		292,700	329,100	350,000				
95		291,700	328,500	349,300					95		292,900	329,500	350,300				
96		292,000	328,800	349,600					96		293,200	329,800	350,600				
97		292,400	329,000	349,900					97		293,500	330,000	350,900				
98		292,700	329,300	350,300					98		293,700	330,300	351,300				
99		292,900	329,600	350,700					99		293,900	330,600	351,700				
100		293,200	329,900	351,100					100		294,200	330,900	352,100				
101		293,500	330,100	351,600					101		294,500	331,100	352,600				
102		293,700	330,400	352,000					102		294,700	331,400	353,000				
103		293,900	330,800	352,400					103		294,900	331,800	353,400				
104		294,200	331,000	352,800					104		295,200	332,000	353,800				
105		294,500	331,200	353,300					105		295,500	332,200	354,300				
106			331,400						106			332,400					
107			331,800						107			332,800					
108			332,000						108			333,000					
109			332,200						109			333,200					
110			332,600						110			333,600					
111			333,000						111			334,000					
112			333,400						112			334,400					
113			333,600						113			334,600					
定年 再任用 短時間 勤務員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	定年 再任用 短時間 勤務員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円
		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000			189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

注 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

注 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧								新							
ウ 医療職給料表(3)								ウ 医療職給料表(3)							
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100		1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200		2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200		3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400		4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400		5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500		6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600		7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700		8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200		9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200		10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100		11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100		12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000		13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100		14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200		15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200		16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200		17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200		18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300		19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400		20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100		21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200		22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300		23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300		24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300		25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900		26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800		27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700		28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500		29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200		30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100		31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900		32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧									新								
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600			33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900		
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300			34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600		
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100			35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400		
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800			36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100		
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400			37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700		
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100			38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400		
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900			39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200		
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700			40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000		
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200			41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500		
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700			42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000		
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200			43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500		
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500			44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800		
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600			45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900		
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700			46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000		
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800			47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100		
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000			48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300		
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300			49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600		
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400			50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700		
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600			51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900		
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700			52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000		
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900			53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200		
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900			54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200		
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000			55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300		
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100			56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400		
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200			57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500		
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700			58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000		
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300			59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600		
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700			60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000		
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300			61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600		
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800			62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100		
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200			63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500		
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700			64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000		
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300			65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500		
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700			66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900		
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000			67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200		
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300			68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500		

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧									新									
		69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700				69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
		70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000					70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
		71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700					71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
		72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300					72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
		73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000					73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
		74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500					74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
		75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100					75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
		76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600					76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
		77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000					77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
		78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600					78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
		79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100					79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
		80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400					80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
		81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700					81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
		82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200					82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
		83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600					83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
		84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900					84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
		85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200					85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
		86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700					86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
		87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200					87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
		88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600					88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
		89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900					89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
		90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300					90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
		91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800					91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
		92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200					92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	
		93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600					93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
		94	281,900	315,000	348,400	366,400						94	283,800	316,500	349,400	367,500		
		95	282,800	315,700	349,100	366,800						95	284,700	317,200	350,100	367,900		
		96	283,800	316,300	349,700	367,100						96	285,600	317,800	350,700	368,200		
		97	284,400	317,000	350,100	367,700						97	286,200	318,300	351,100	368,800		
		98	285,200	317,300	350,500	368,200						98	286,800	318,600	351,500	369,300		
		99	285,800	317,900	351,000	368,700						99	287,400	319,200	352,000	369,800		
		100	286,700	318,600	351,400	369,200						100	288,300	319,800	352,400	370,300		
		101	287,500	319,000	351,900	369,800						101	289,100	320,200	352,900	370,900		
		102	288,300	319,600	352,300	370,300						102	289,900	320,800	353,300	371,400		
		103	289,100	320,200	352,800	370,800						103	290,700	321,400	353,800	371,900		
		104	289,900	320,800	353,200	371,200						104	291,500	321,900	354,200	372,300		
		105	290,600	321,200	353,500	371,800						105	292,100	322,300	354,500	372,900		

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧							新						
106	291,100	321,700	354,000	372,300			106	292,600	322,800	355,000	373,400		
107	291,600	322,200	354,400	372,800			107	293,100	323,300	355,400	373,900		
108	292,100	322,700	354,700	373,300			108	293,500	323,800	355,700	374,400		
109	292,300	323,100	355,200	373,900			109	293,700	324,200	356,200	375,000		
110	292,600	323,500	355,700	374,300			110	294,000	324,600	356,700	375,400		
111	292,800	323,800	356,200	374,800			111	294,200	324,900	357,200	375,900		
112	293,200	324,100	356,700	375,300			112	294,500	325,200	357,700	376,400		
113	293,500	324,500	357,200	375,900			113	294,800	325,500	358,200	377,000		
114	293,700	324,900	357,700				114	295,000	325,900	358,700			
115	294,100	325,300	358,200				115	295,300	326,300	359,200			
116	294,400	325,600	358,600				116	295,500	326,600	359,600			
117	294,700	325,800	359,000				117	295,800	326,800	360,000			
118	295,000	326,100	359,400				118	296,100	327,100	360,400			
119	295,300	326,500	359,900				119	296,400	327,500	360,900			
120	295,700	326,700	360,400				120	296,700	327,700	361,400			
121	296,000	326,900	360,800				121	297,000	327,900	361,800			
122	296,400	327,200	361,300				122	297,400	328,200	362,300			
123	296,700	327,500	361,800				123	297,700	328,500	362,800			
124	297,100	327,800	362,300				124	298,100	328,800	363,300			
125	297,300	328,000	362,600				125	298,300	329,000	363,600			
126	297,500	328,300					126	298,500	329,300				
127	297,800	328,700					127	298,800	329,700				
128	298,200	328,900					128	299,200	329,900				
129	298,400	329,100					129	299,400	330,100				
130	298,700	329,300					130	299,700	330,300				
131	299,100	329,700					131	300,100	330,700				
132	299,500	329,900					132	300,500	330,900				
133	299,700	330,200					133	300,700	331,200				
134	300,000	330,600					134	301,000	331,600				
135	300,400	331,000					135	301,400	332,000				
136	300,700	331,400					136	301,700	332,400				
137	300,900	331,700					137	301,900	332,700				
138	301,200	332,100					138	302,200	333,100				
139	301,600	332,500					139	302,600	333,500				
140	301,900	332,900					140	302,900	333,900				
141	302,100	333,200					141	303,100	334,200				
142	302,500	333,600					142	303,500	334,600				

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧								新									
		143	302,900	333,900							143	303,900	334,900				
		144	303,200	334,300							144	304,200	335,300				
		145	303,400	334,600							145	304,400	335,600				
		146	303,600	335,000							146	304,600	336,000				
		147	303,900	335,400							147	304,900	336,400				
		148	304,300	335,800							148	305,300	336,800				
		149	304,500	336,100							149	305,500	337,100				
		150	304,700	336,500							150	305,700	337,500				
		151	305,000	336,900							151	306,000	337,900				
		152	305,300	337,300							152	306,300	338,300				
		153	305,700	337,600							153	306,700	338,600				
		154	305,900								154	306,900					
		155	306,100								155	307,100					
		156	306,400								156	307,400					
		157	306,700								157	307,700					
		158	307,000								158	308,000					
		159	307,300								159	308,300					
		160	307,600								160	308,600					
		161	308,000								161	309,000					
		162	308,300								162	309,300					
		163	308,600								163	309,600					
		164	308,900								164	309,900					
		165	309,300								165	310,300					
		166	309,600								166	310,600					
		167	309,900								167	310,900					
		168	310,200								168	311,200					
		169	310,600								169	311,600					
			基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額				基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
			円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円
			235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200				236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300
			定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員								定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員						
			注 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。										注 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。				

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧								新							
別表第5（第3条関係）								別表第5（第3条関係）							
福祉職給料表								福祉職給料表							
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額							給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	1	164,100	212,900	257,900	278,600	319,200	362,900	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100	365,500		
	2	165,300	214,600	259,400	280,000	321,400	365,500	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300	368,100		
	3	166,500	216,400	260,800	281,600	323,700	367,900	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500	370,500		
	4	167,700	218,100	262,300	282,900	325,900	370,500	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500	372,900		
	5	168,600	219,800	263,200	284,400	328,100	372,400	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500	374,800		
	6	170,100	221,600	264,500	286,300	330,100	374,900	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500	377,300		
	7	171,500	223,400	265,800	288,100	332,300	377,200	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400	379,600		
	8	172,900	225,100	267,100	290,100	334,500	379,700	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300	382,100		
	9	174,100	226,800	268,300	292,000	336,400	382,100	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200	384,500		
	10	175,500	228,300	269,400	294,000	338,600	384,800	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200	387,100		
	11	176,900	229,700	270,700	296,100	340,600	387,400	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200	389,700		
	12	178,300	231,100	271,600	298,100	342,800	390,100	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200	392,300		
	13	179,700	232,500	272,700	299,500	344,600	392,500	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000	394,600		
	14	181,000	234,100	274,000	301,800	346,600	394,800	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000	396,900		
	15	182,400	235,700	275,400	303,800	348,600	397,000	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900	399,100		
	16	183,700	237,300	276,800	305,900	350,600	399,400	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800	401,400		
	17	185,200	238,700	278,400	307,800	352,300	401,200	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500	403,200		
	18	186,700	240,300	280,200	309,800	354,300	403,200	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500	405,100		
	19	188,400	241,800	281,800	311,500	356,100	405,100	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300	407,000		
	20	189,900	243,300	283,300	313,200	358,000	406,900	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200	408,800		
	21	191,200	244,100	284,800	315,100	359,900	408,800	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100	410,600		
	22	192,800	245,400	286,600	317,200	361,800	410,600	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000	412,400		
	23	194,500	246,700	288,000	319,400	363,800	412,400	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900	414,200		
	24	196,100	248,000	289,600	321,500	365,700	414,300	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800	416,000		
	25	197,700	249,300	291,300	323,500	367,700	416,100	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700	417,600		
	26	199,400	250,900	292,800	325,500	369,600	417,600	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600	419,100		
	27	201,200	252,400	294,500	327,600	371,600	419,100	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500	420,600		
	28	202,900	254,000	296,100	329,600	373,600	420,700	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400	422,100		
	29	204,700	255,400	297,200	331,400	375,100	422,300	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900	423,600		
	30	206,100	256,700	298,500	333,500	376,900	423,600	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700	424,900		
	31	207,600	257,800	300,000	335,400	378,700	424,900	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500	426,200		
	32	209,000	259,100	301,400	337,500	380,300	426,100	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100	427,400		

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧									新								
		33	210,200	260,400	302,900	339,100	382,100	427,300			33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800	428,600
		34	211,500	261,400	304,500	341,000	383,500	428,600			34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200	429,900
		35	212,800	262,700	306,000	342,800	385,000	429,900			35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600	431,200
		36	213,900	263,700	307,600	344,700	386,600	431,100			36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000	432,400
		37	215,100	264,900	309,100	345,900	388,000	432,300			37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400	433,600
		38	216,500	266,100	310,600	347,800	389,200	433,100			38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600	434,400
		39	217,900	267,300	312,000	349,700	390,400	433,900			39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800	435,200
		40	219,300	268,500	313,600	351,500	391,500	434,700			40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800	436,000
		41	220,300	269,900	314,900	353,400	392,600	435,300			41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900	436,600
		42	221,500	271,400	316,500	355,200	393,800	436,000			42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100	437,300
		43	222,600	272,900	318,000	357,000	395,000	436,700			43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200	438,000
		44	223,800	274,300	319,500	358,700	396,100	437,400			44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300	438,700
		45	224,600	275,900	320,500	360,500	396,800	438,200			45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000	439,500
		46	225,700	277,400	321,700	361,900	397,500	439,000			46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700	440,300
		47	226,600	278,900	322,900	363,400	398,200	439,400			47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400	440,700
		48	227,500	280,400	324,100	364,800	398,900	440,100			48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100	441,400
		49	228,200	281,800	325,100	365,800	399,500	440,600			49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700	441,900
		50	229,100	283,200	326,100	366,900	400,100	441,000			50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300	442,300
		51	230,200	284,700	327,000	368,000	400,600	441,400			51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800	442,700
		52	231,000	286,000	328,000	369,100	401,000	441,800			52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200	443,100
		53	231,400	287,200	328,900	370,000	401,400	442,200			53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600	443,500
		54	232,500	288,300	329,600	370,600	401,700	442,600			54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900	443,900
		55	233,100	289,500	330,400	371,400	402,000	443,000			55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200	444,300
		56	233,700	290,800	331,200	372,200	402,300	443,300			56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500	444,600
		57	234,500	292,200	331,800	373,000	402,600	443,600			57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800	444,900
		58	235,200	293,600	332,300	373,800	402,900	444,000			58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100	445,300
		59	236,000	295,100	332,900	374,600	403,200	444,300			59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400	445,600
		60	236,700	296,600	333,400	375,400	403,500	444,600			60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700	445,900
		61	237,500	297,700	333,900	376,300	403,800	444,900			61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000	446,200
		62	238,100	299,200	334,100	377,000	404,100			62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300		
		63	238,700	300,400	334,700	377,700	404,400			63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600		
		64	239,200	301,900	335,300	378,400	404,700			64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900		
		65	240,000	303,000	335,600	378,700	405,000			65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200		
		66	241,000	304,300	336,100	379,300	405,300			66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500		
		67	242,000	305,400	336,600	379,900	405,600			67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800		
		68	242,900	306,700	337,100	380,600	405,900			68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100		
		69	243,900	307,400	337,600	381,000	406,100			69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300		
		70	245,000	308,500	338,100	381,700	406,400			70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600		

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧								新								
		109	271,000	327,400						109	272,200	328,400				
		110	271,300	327,700						110	272,500	328,700				
		111	271,700	328,100						111	272,800	329,100				
		112	272,000	328,400						112	273,000	329,400				
		113	272,300	328,700						113	273,300	329,700				
		114	272,600	329,100						114	273,600	330,100				
		115	272,900	329,400						115	273,900	330,400				
		116	273,300	329,600						116	274,300	330,600				
		117	273,600	329,800						117	274,600	330,800				
		118	273,900	330,100						118	274,900	331,100				
		119	274,300	330,500						119	275,300	331,500				
		120	274,700	330,900						120	275,700	331,900				
		121	274,900	331,100						121	275,900	332,100				
		122	275,100							122	276,100					
		123	275,500							123	276,500					
		124	275,800							124	276,800					
		125	276,000							125	277,000					
		126	276,300							126	277,300					
		127	276,700							127	277,700					
		128	277,100							128	278,100					
		129	277,300							129	278,300					
		130	277,700							130	278,700					
		131	278,100							131	279,100					
		132	278,400							132	279,400					
		133	278,600							133	279,600					
		134	278,900							134	279,900					
		135	279,300							135	280,300					
		136	279,600							136	280,600					
		137	279,800							137	280,800					
		138	280,100							138	281,100					
		139	280,400							139	281,400					
		140	280,700							140	281,700					
		141	280,900							141	281,900					
		142	281,100							142	282,100					
		143	281,300							143	282,300					
		144	281,600							144	282,600					
		145	282,000							145	283,000					

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧								新								
	146	282,200							146	283,200						
	147	282,500							147	283,500						
	148	282,800							148	283,800						
	149	283,100							149	284,100						
	150	283,300							150	284,300						
	151	283,600							151	284,600						
	152	283,800							152	284,800						
	153	284,100							153	285,100						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額		定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円
		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800			202,500	242,000	256,300	289,400	316,200	358,000	
<p>注 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。</p> <p>別表第6 省略</p>								<p>注 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。</p> <p>別表第6 省略</p>								

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条から第9条まで 省略 （初任給調整手当）</p> <p>第9条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号および第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から<u>5年以内の期間</u>、採用の日（<u>第1号および第2号</u>に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)および(2) 省略 （新設）</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額2,500円</p> <p>2および3 省略</p> <p>第10条から第19条の2まで 省略</p>	<p>第1条から第9条まで 省略 （初任給調整手当）</p> <p>第9条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号および第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から<u>20年以内</u>、<u>第4号</u>に掲げる職に係るものにあつては採用の日から<u>5年以内の期間</u>、採用の日（<u>第1号から第3号まで</u>に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>(3) <u>獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの</u> <u>月額60,000円</u></p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額2,500円</p> <p>2および3 省略</p> <p>第10条から第19条の2まで 省略</p>

(職員の期末手当)

第20条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4から6まで 省略

第20条の2および第20条の3 省略

(勤勉手当)

第21条 省略

(職員の期末手当)

第20条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の102.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4から6まで 省略

第20条の2および第20条の3 省略

(職員の勤勉手当)

第21条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3 から 5 まで 省略

第22条から第26条まで 省略

（会計年度任用職員の給与）

第27条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

(1) 第1号会計年度任用職員 報酬および期末手当

(2) 第2号会計年度任用職員 給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤手当、時間外勤務手当、休日勤務

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75（特定幹部職員にあつては、100分の58.75）を乗じて得た額の総額

3 から 5 まで 省略

第22条から第26条まで 省略

（会計年度任用職員の給与）

第27条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

(1) 第1号会計年度任用職員 報酬、期末手当および勤勉手当

(2) 第2号会計年度任用職員 給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤手当、時間外勤務手当、休日勤務

手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、農林漁業普及指導手当および退職手当

第28条から第33条まで 省略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第34条 省略

2 第20条(第3項および第4項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略

第20条第2項	100分の125(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条	100分の132.5
---------	--	------------

手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、農林漁業普及指導手当および退職手当

第28条から第33条まで 省略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第34条 省略

2 第20条(第3項および第4項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略

第20条第2項	100分の122.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条	100分の122.5
---------	--	------------

第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の105)

省略

3 省略

(新設)

第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の102.5)

省略

3 省略

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第34条の2 勤勉手当は、前条第1項に規定する期末手当の支給を受けることができる第1号会計年度任用職員に対して支給する。

2 第21条第1項および第2項の規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3 前項において読み替えて準用する第21条第2項の勤勉手当基礎額は、前条第3項の規定により算定された額とする。

4 第20条第5項の規定は、第2項において読み替えて準用する第21条第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、第20条第5項中「各給料表」とあるのは「第34条の2第1項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるとした場合に適用される各給料表」と、「前項」とあるのは「同条第3項」と、「合計額に、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額

第35条および第36条 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第37条 省略

2 第20条(第3項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

の合計額」とあるのは「額に、当該額」と、「額(人事委員会規則で定める管理または監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

5 第20条の2および第20条の3の規定は、第2項において準用する第21条第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第34条の2第2項において準用する第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第34条の2第2項において準用する第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第34条の2第2項において準用する第21条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条および次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

第35条および第36条 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第37条 省略

2 第20条(第3項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第20条第2項	100分の125（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の105</u> ）	100分の132.5
省略		

(新設)

省略		
第20条第2項	100分の122.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の102.5</u> ）	100分の122.5
省略		

（第2号会計年度任用職員の勤勉手当）

第37条の2 勤勉手当は、前条第1項に規定する期末手当の支給を受けることができる第2号会計年度任用職員に対して支給する。

2 第21条第1項から第3項までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあ

るのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3 第20条第5項の規定は、前項において読み替えて準用する第21条第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、第20条第5項中「前項」とあるのは「第37条の2第2項において準用する第21条第3項」と、「額（人事委員会規則で定める管理または監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

4 第20条の2および第20条の3の規定は、第2項において準用する第21条第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第37条の2第2項において準用する第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第37条の2第2項において準用する第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第37条の2第2項において準用する第21条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条および次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（第2号会計年度任用職員の給与への準用）

第38条 第2条、第6条、第7条、第9条の2、第10条の3、第10条の

（第2号会計年度任用職員の給与への準用）

第38条 第2条、第6条、第7条、第9条の2、第10条の3、第10条の

4、第11条（第4項を除く。）、第12条から第12条の3（第2項を除く。）まで、第13条、第15条（第2項および第6項を除く。）から第19条まで、第22条の2、第23条および第24条の規定は、第2号会計年度任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	省略	
	管理職員特別勤務手当、 期末手当、勤勉手当、農 林漁業普及指導手当、災 害派遣手当（武力攻撃災 害等派遣手当および特定 新型インフルエンザ等対 策派遣手当を含む。第24 条において同じ。）	期末手当、 <u>農林漁業普及 指導手当</u>
省略		
第24条	管理職手当、扶養手当、 地域手当、特地勤務手 当、時間外勤務手当、休 日勤務手当、夜間勤務手 当、宿日直手当、 <u>期末手 当</u> 、 <u>勤勉手当</u> 、農林漁業 普及指導手当および災害	地域手当、特地勤務手 当、時間外勤務手当、休 日勤務手当、夜間勤務手 当、宿日直手当、 <u>期末手 当</u> および <u>農林漁業普及 指導手当</u>

4、第11条（第4項を除く。）、第12条から第12条の3（第2項を除く。）まで、第13条、第15条（第2項および第6項を除く。）から第19条まで、第22条の2、第23条および第24条の規定は、第2号会計年度任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	省略	
	管理職員特別勤務手当、 期末手当、勤勉手当、農 林漁業普及指導手当、災 害派遣手当（武力攻撃災 害等派遣手当および特定 新型インフルエンザ等対 策派遣手当を含む。第24 条において同じ。）	期末手当、 <u>勤勉手当</u> 、 <u>農 林漁業普及指導手当</u>
省略		
第24条	管理職手当、扶養手当、 地域手当、特地勤務手 当、時間外勤務手当、休 日勤務手当、夜間勤務手 当、宿日直手当、 <u>期末手 当</u> 、 <u>勤勉手当</u> および農林 漁業普及指導手当および災害	地域手当、特地勤務手 当、時間外勤務手当、休 日勤務手当、夜間勤務手 当、宿日直手当、 <u>期末手 当</u> 、 <u>勤勉手当</u> および農 林漁業普及指導手当

派遣手当

第39条および第40条 省略

(技能労務職員の給与の種類および基準)

第41条 省略

2 省略

3 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である技能労務職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当および退職手当とする。

4 省略

第42条 省略

付 則

1 から13まで 省略

(初任給調整手当に関する特例)

14 当分の間、第9条の2第1項第3号に規定する職に在職する職員のうち人事委員会規則で定める職員に係る同項の規定の適用については、同項中「5年」とあるのは「11年」と、「採用の日(第1号および第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)」とあるのは「採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日」と、同項第3号中「2,500円」とあるのは「30,000円」とする。

派遣手当

第39条および第40条 省略

(技能労務職員の給与の種類および基準)

第41条 省略

2 省略

3 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である技能労務職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。

4 省略

第42条 省略

付 則

1 から13まで 省略

(削除)

15・16 省略

(給料月額に関する特例)

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(付則第19項および第21項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに同条第3項から第5項までならびに第5条第2項および第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

18 省略

19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項および付則第23項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項および付則第21項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める

14・15 省略

(給料月額に関する特例)

16 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(付則第18項および第20項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに同条第3項から第5項までならびに第5条第2項および第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

17 省略

18 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項および付則第22項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項および付則第20項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める

職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 省略

21 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律第6条第1項第4号イに規定する公安職俸給表(1)に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

22 付則第20項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、付則第20項中「前項」とあるのは「付則第21項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第19項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上

職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

19 省略

20 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律第6条第1項第4号イに規定する公安職俸給表(1)に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

21 付則第19項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、付則第19項中「前項」とあるのは「付則第20項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

22 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第16項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第18項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上

必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同項および付則第20項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 付則第19項、第21項または前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、付則第19項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 付則第19項、第21項または前2項の規定による給料を支給される職員に対する第20条第5項（第21条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）および付則第15項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第19項、第21項、第23項または第24項の規定による給料の額との合計額」とする。

26 付則第17項から前項までに定めるもののほか、付則第17項の規定による給料月額、付則第19項の規定による給料その他付則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

27 当分の間、別表第1から別表第3まで、別表第4（医療職給料表(1)を除く。）および別表第5に規定する給料表に定める職務の級における各号給の給料月額は、これらの給料表に定める職務の級における各号給の給料月額（付則第17項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項の規定により受ける給料月額（付則第19項、第21項、第23項

必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同項および付則第19項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 付則第18項、第20項または前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第16項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、付則第18項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 付則第18項、第20項または前2項の規定による給料を支給される職員に対する第20条第5項（第21条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）および付則第14項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第18項、第20項、第22項または第23項の規定による給料の額との合計額」とする。

25 付則第16項から前項までに定めるもののほか、付則第16項の規定による給料月額、付則第18項の規定による給料その他付則第16項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

26 当分の間、別表第1から別表第3まで、別表第4（医療職給料表(1)を除く。）および別表第5に規定する給料表に定める職務の級における各号給の給料月額は、これらの給料表に定める職務の級における各号給の給料月額（付則第16項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項の規定により受ける給料月額（付則第18項、第20項、第22項

または第24項の規定による給料を支給される職員にあつては、当該給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額)。以下この項において「調整前給料月額」という。)に、次の各号に掲げる職員および第2号会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、手当(地域手当にあつては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。)の額、勤務1時間当たりの給与額および職員の懲戒の手續および効果に関する条例(昭和26年滋賀県条例第52号)第3条の規定により給与から減ずる額の算出の基礎となる給料月額は、調整前給料月額とする。

(1) 付則第15項(前項において読み替えて準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定により読み替えて適用する第10条の3第2項第1号(第38条において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる地域手当の級地に在勤する職員および第2号会計年度任用職員
100分の101.266

(2) 付則第15項の規定により読み替えて適用する第10条の3第2項第2号(第38条において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる地域手当の級地に在勤する職員および第2号会計年度任用職員
100分の101.4152

28・29 省略

別表第1から別表第6まで 省略

または第23項の規定による給料を支給される職員にあつては、当該給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額)。以下この項において「調整前給料月額」という。)に、次の各号に掲げる職員および第2号会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、手当(地域手当にあつては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。)の額、勤務1時間当たりの給与額および職員の懲戒の手續および効果に関する条例(昭和26年滋賀県条例第52号)第3条の規定により給与から減ずる額の算出の基礎となる給料月額は、調整前給料月額とする。

(1) 付則第14項(前項において読み替えて準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定により読み替えて適用する第10条の3第2項第1号(第38条において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる地域手当の級地に在勤する職員および第2号会計年度任用職員
100分の101.266

(2) 付則第14項の規定により読み替えて適用する第10条の3第2項第2号(第38条において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる地域手当の級地に在勤する職員および第2号会計年度任用職員
100分の101.4152

27・28 省略

別表第1から別表第6まで 省略

滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧		新	
<p>第1条から第6条まで 省略 （特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）である特定任期付職員（以下「特定任期付企業職員」という。）を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。</p>		<p>第1条から第6条まで 省略 （特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）である特定任期付職員（以下「特定任期付企業職員」という。）を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。</p>	
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	376,000	1	380,000
2	422,000	2	427,000
3	472,000	3	477,000
4	533,000	4	539,000
5	608,000	5	615,000
6	710,000	6	718,000
7	830,000	7	839,000
<p>2から5まで 省略 （特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の4、第19条の2第1項、</p>		<p>2から5まで 省略 （特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の4、第19条の2第1項、</p>	

第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第10条の4中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第1項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。

- 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第16条の2第1項および第17条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第16条の2第1項中「職員（）」とあるのは「職員（滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、学校職員給与条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

第9条以下 省略

第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第10条の4中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第1項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。

- 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第16条の2第1項および第17条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第16条の2第1項中「職員（）」とあるのは「職員（滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、学校職員給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

第9条以下 省略

滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>第1条から第7条まで 省略 （特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の4、第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第10条の4中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第1項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第16条の2第1項および第17条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第16条の2第1項中「職員（）」とあるのは「職員（滋賀県一般職の任期付職員の</p>	<p>第1条から第7条まで 省略 （特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の4、第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第10条の4中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第1項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第16条の2第1項および第17条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第16条の2第1項中「職員（）」とあるのは「職員（滋賀県一般職の任期付職員の</p>

採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。」と、学校職員給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

第9条から第12条まで 省略

付 則

1 および 2 省略

3 当分の間、第7条第1項の給料表に掲げる各号給の給料月額は、当該給料表に掲げる各号給の給料月額（以下「調整前給料月額」という。）に、次の各号に掲げる特定任期付職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、手当（地域手当にあっては、第8条第2項の規定により読み替えて適用する給与条例第10条の4の規定により支給する場合および他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。）の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、調整前給料月額とする。

(1) 給与条例付則第15項の規定により読み替えて適用する給与条例第10条の3第2項第1号または学校職員給与条例付則第15項の規定により読み替えて適用する学校職員給与条例第11条の3第2項第1号に掲げる地域手当の級地に在勤する特定任期付職員 100分の101.266

(2) 給与条例付則第15項の規定により読み替えて適用する給与条例第10条の3第2項第2号または学校職員給与条例付則第15項の規定によ

採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。」と、学校職員給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

第9条から第12条まで 省略

付 則

1 および 2 省略

3 当分の間、第7条第1項の給料表に掲げる各号給の給料月額は、当該給料表に掲げる各号給の給料月額（以下「調整前給料月額」という。）に、次の各号に掲げる特定任期付職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、手当（地域手当にあっては、第8条第2項の規定により読み替えて適用する給与条例第10条の4の規定により支給する場合および他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。）の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、調整前給料月額とする。

(1) 給与条例付則第14項の規定により読み替えて適用する給与条例第10条の3第2項第1号または学校職員給与条例付則第15項の規定により読み替えて適用する学校職員給与条例第11条の3第2項第1号に掲げる地域手当の級地に在勤する特定任期付職員 100分の101.266

(2) 給与条例付則第14項の規定により読み替えて適用する給与条例第10条の3第2項第2号または学校職員給与条例付則第15項の規定によ

り読み替えて適用する学校職員給与条例第11条の3第2項第2号に
掲げる地域手当の級地に在勤する特定任期付職員 100分の101.4152

り読み替えて適用する学校職員給与条例第11条の3第2項第2号に
掲げる地域手当の級地に在勤する特定任期付職員 100分の101.4152

滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧		新	
<p>第1条から第4条まで 省略 （給与に関する特例）</p> <p>第5条 第1号任期付研究員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）である第1号任期付研究員（以下「第1号任期付企業研究員」という。）を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。</p>		<p>第1条から第4条まで 省略 （給与に関する特例）</p> <p>第5条 第1号任期付研究員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）である第1号任期付研究員（以下「第1号任期付企業研究員」という。）を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。</p>	
	円		円
1	398,000	1	402,000
2	456,000	2	461,000
3	516,000	3	522,000
4	596,000	4	603,000
5	693,000	5	701,000
6	791,000	6	800,000
<p>2 第2号任期付研究員（企業職員である第2号任期付研究員（以下「第2号任期付企業研究員」という。）を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。</p>		<p>2 第2号任期付研究員（企業職員である第2号任期付研究員（以下「第2号任期付企業研究員」という。）を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。</p>	
	円		円
号給	給料月額	号給	給料月額

	円
1	<u>332,000</u>
2	<u>367,000</u>
3	<u>394,000</u>

3から6まで 省略

(給与条例の適用除外等)

第6条 省略

2 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第9号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第1項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。

第7条以下 省略

	円
1	<u>336,000</u>
2	<u>371,000</u>
3	<u>398,000</u>

3から6まで 省略

(給与条例の適用除外等)

第6条 省略

2 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第9号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第1項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。

第7条以下 省略

滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新
<p>第1条から第5条まで 省略 （給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第9号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第1項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p> <p>第7条から第9条まで 省略</p> <p>付 則</p> <p>1および2 省略</p> <p>3 当分の間、第5条第1項および第2項の給料表に掲げる各号給の給料月額、これらの給料表に掲げる各号給の給料月額（以下「調整前給料月額」という。）に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数</p>	<p>第1条から第5条まで 省略 （給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第9号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第1項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p> <p>第7条から第9条まで 省略</p> <p>付 則</p> <p>1および2 省略</p> <p>3 当分の間、第5条第1項および第2項の給料表に掲げる各号給の給料月額、これらの給料表に掲げる各号給の給料月額（以下「調整前給料月額」という。）に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数</p>

を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、手当(地域手当にあっては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。)の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、調整前給料月額とする。

- (1) 給与条例付則第15項の規定により読み替えて適用する給与条例第10条の3第2項第1号に掲げる地域手当の級地に在勤する第1号任期付研究員および第2号任期付研究員 100分の101.266
- (2) 給与条例付則第15項の規定により読み替えて適用する給与条例第10条の3第2項第2号に掲げる地域手当の級地に在勤する第1号任期付研究員および第2号任期付研究員 100分の101.4152

を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、手当(地域手当にあっては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。)の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、調整前給料月額とする。

- (1) 給与条例付則第14項の規定により読み替えて適用する給与条例第10条の3第2項第1号に掲げる地域手当の級地に在勤する第1号任期付研究員および第2号任期付研究員 100分の101.266
- (2) 給与条例付則第14項の規定により読み替えて適用する給与条例第10条の3第2項第2号に掲げる地域手当の級地に在勤する第1号任期付研究員および第2号任期付研究員 100分の101.4152

滋賀県職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第7条関係）

旧	新
<p>第1条から第6条まで 省略</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 給与条例第21条第1項または学校職員給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会規則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。</p> <p>第9条から第27条まで 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>（給与条例付則第17項または学校職員給与条例付則第17項の規定が適</p>	<p>第1条から第6条まで 省略</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 給与条例第21条第1項または学校職員給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（地方公務員法<u>（昭和25年法律第261号）</u>第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会規則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。</p> <p>第9条から第27条まで 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>（給与条例付則第16項または学校職員給与条例付則第17項の規定が適</p>

用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 2 育児短時間勤務職員等に対する給与条例付則第17項または学校職員給与条例付則第17項の規定の適用については、これらの規定中「)とする」とあるのは、「)に、職員勤務時間条例第2条第2項、学校職員勤務時間条例第3条第2項または警察職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項、学校職員勤務時間条例第3条第1項または警察職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3から6まで 省略

用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 2 育児短時間勤務職員等に対する給与条例付則第16項または学校職員給与条例付則第17項の規定の適用については、これらの規定中「)とする」とあるのは、「)に、職員勤務時間条例第2条第2項、学校職員勤務時間条例第3条第2項または警察職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項、学校職員勤務時間条例第3条第1項または警察職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3から6まで 省略

滋賀県職員の分限に関する条例新旧対照表（付則第6項関係）

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 から 3 まで 省略</p> <p>4 滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「給与条例」という。）<u>付則第17項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。）</u>付則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「ならびに滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）<u>付則第17項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）</u>付則第17項の規定による降給とする」とする。</p> <p>5 第6条第2項の規定は、給与条例<u>付則第17項または学校職員給与条例付則第17項</u>の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 から 3 まで 省略</p> <p>4 滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「給与条例」という。）<u>付則第16項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。）</u>付則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「ならびに滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）<u>付則第16項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）</u>付則第17項の規定による降給とする」とする。</p> <p>5 第6条第2項の規定は、給与条例<u>付則第16項または学校職員給与条例付則第17項</u>の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。</p>

滋賀県職員退職手当条例新旧対照表（付則第7項関係）

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 から16まで 省略</p> <p>17 退職した者の基礎在職期間中にその者が滋賀県職員等の給与等に関する条例<u>付則第27項</u>、滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例付則第3項または滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第9号）付則第3項の規定の適用を受けた場合におけるこの条例の規定による給料月額は、これらの規定の適用がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額とする。</p> <p>18から20まで 省略</p> <p>21 滋賀県職員等の給与等に関する条例<u>付則第17項</u>の規定による職員の給料月額の改定（次項および第24項において「給料月額7割措置」という。）は、給料の月額減額改定に該当しないものとする。</p> <p>22から26まで 省略</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 から16まで 省略</p> <p>17 退職した者の基礎在職期間中にその者が滋賀県職員等の給与等に関する条例<u>付則第26項</u>、滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例付則第3項または滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第9号）付則第3項の規定の適用を受けた場合におけるこの条例の規定による給料月額は、これらの規定の適用がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額とする。</p> <p>18から20まで 省略</p> <p>21 滋賀県職員等の給与等に関する条例<u>付則第16項</u>の規定による職員の給料月額の改定（次項および第24項において「給料月額7割措置」という。）は、給料の月額減額改定に該当しないものとする。</p> <p>22から26まで 省略</p>

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

期末手当の支給割合の改定を行うため、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 令和5年12月期の期末手当について、支給割合を100分の175に引き上げることとします。（第1条による改正後の第2条関係）

(2) 令和6年6月期以降の期末手当について、6月期の支給割合を100分の170に引き上げ、12月期の支給割合を100分の170に引き下げることとします。（第2条による改正後の第2条関係）

(3) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(2)は、令和6年4月1日から施行することとします。

イ (1)は、令和5年12月1日から適用することとします。

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 28 年滋賀県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 165」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「100 分の 125」を「100 分の 122.5」に、「100 分の 175」を「100 分の 170」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 新条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （知事等の給与）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第1条の2第1項に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第3号から第5号まで、第8号および第9号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>第2条の2以下 省略</p>	<p>第1条 省略 （知事等の給与）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第1条の2第1項に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第3号から第5号まで、第8号および第9号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>第2条の2以下 省略</p>

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （知事等の給与）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第1条の2第1項に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「<u>100分の12.5</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第3号から第5号まで、第8号および第9号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>第2条の2以下 省略</p>	<p>第1条 省略 （知事等の給与）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第1条の2第1項に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「<u>100分の12.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第3号から第5号まで、第8号および第9号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>第2条の2以下 省略</p>